

農業委員会定例会 10月

1. 開催日時 令和2年10月20日 午後1時29分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 1番委員、5番委員、6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 非農地証明願承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻より少し早いですが、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 皆さん、こんにちは。ここ2、3日誠に冷えこんで、一遍に天候が変わっ
てきておりますが、皆さんお身体には気を付けてください。おまけにコロ
ナやインフルエンザが流行って、我々の年になりますと非常に後々影響が
出るのではないかと思います。皆さん方もインフルエンザの予防接種を打
ってもらって、私もこの後（予防接種に）行こうと思います。65歳以上は
無料だったと思います。そんなので身体を大切にしてください、農業を
頑張ってくださいと思います。
本日の議事録署名人ですが、2番委員、3番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）について、事
務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番 ■■■■畑 327㎡ について
■■■■■番地の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画と
なっています。■■■■■さんの現在の経営規模は7,680㎡で、5アールの下限面
積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 はい。■■■■■さんとお会いしまして、昨日現場を見てきました。ここは、柿
の木が2本と名前のわからない木が1本、後は草が10cm程度で、すぐに■■■■■
■■■■■を作るのには向いていると思います。それと、親戚関係になるので、い
ずれは譲るということでしたので、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第2号は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番 畑 549 m² について
長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 はい、これも■■■■■さんから聞きました。■■■■■さんが持ち主ということで、航空写真を見てもらったらお分かりのように、私も近くまでは行きましたが、全く畑なんか作れる状態ではありませんので、問題はなかろうかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番 畑 2,072 m² について
■■■■■番地の■■■■■が、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい。ここは既に■■■■■が植わっておりますし、更新でございますので、問題ないと思います。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■番 畑 129㎡ と ■■■■■番 畑 160㎡ と ■■■■■番 畑 165㎡ の計3筆454㎡について 3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■番 畑 21㎡ と ■■■■■番 畑 88㎡ と ■■■■■番 田 770㎡ の計3筆879㎡について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■番地■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の、2番は賃貸借、3番は使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん（にこの件について補足説明願うところですが）、欠席ですか。
事務局	地元委員が本日欠席ですが、電話がありまして特に問題ないということで聞いております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番畑 1,057㎡ について

5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番田 1,206㎡ について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■番地■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員

はい。現場を見てきましたが、最初の4番の114番は、6年から8年木が植わっておりまして、少し空いている所には3、4年生の木が5、6本植わっておりまして。実際、■■■■■が植わっておりまして実も全てついておりますし、メッシュ柵で綺麗に囲われておりますので問題はなかろうかと思えます。次の同じ■■■■■番も、この辺り再々行っておりますが、ここも同じようにメッシュ柵で囲われて、ここは木が10年以上経っているような大きさと、■■■■■も立派になっておりまして、こちら問題なかろうかと思えます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理さんよろしくをお願いします。

【議長退席】

職務代理 会長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番 ■ 畑 94 m² と
■■■■番 ■ 畑 158 m² と
■■■■番 ■ 畑 776 m² の計3筆1,028 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である**■■■■**番地**■**の**■■■■**に貸し付けるものです。
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

職務代理 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 はい。この案件は新規となっておりますが、10年以上前からここで**■■■■**
■の栽培をしております。今回農地機構を通して正式に契約しようということ。特に問題ないと思います。

職務代理 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

職務代理 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【議長着席】

会長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
議長の方を会長にお返しします。

議長 次に、議案第4号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■番 ■■■■畑 699㎡のうち273㎡ について■■■■■番地■■■■■の■■■■■さんが、住宅を建築するための農用地区域からの除外となっています。

■■■■■さんは現在、妻と子どもの3人で、アパートで暮らしていますが、子どもを現在通っている保育園と同地区の■■■■■にある■■■■■へ将来通わせたいため、生活の拠点を固めようと自己住宅を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、■■■■■の近郊で、子どもの通学の利便性や周囲の環境等を考慮した結果、申請地が最適地として選定されたようです。

申請地は農地に多く囲まれているものの、南東側と町道を介して西側で全体の3割程度が宅地に接し、南西部にすぐ集落があり、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さんは欠席ですね。事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは、農振除外の手順をきちんと踏むのであれば、特に問題はないだろうとお聞きしています。

議長 この件について意見はありますか。

7番委員 進入路はどこになりますか。

事務局 進入路は、一応農免側からスロープを付けてそこから下がっていくような進入の仕方だと思われます。（議案）23ページの土地計画利用図の図面の方にもスロープというように道路側から長方形の形で記載されてあるのが進入路になると思われます。

議長 7番委員よろしいでしょうか。

7番委員 はい。

議長 他にございますか。

10番委員 これは、排水をどこに流しますか。川ですか。

事務局 道路沿いの側溝というところに矢印がありますので、そこに流していく形になります。合併浄化槽から流す形です。

議長 他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番 畑 271㎡ について
■■■■■番地 ■■■■■の■■■■■さん、■■■■■
さんが夫婦共有で、住宅を建築するための農用地区域からの除外となっています。
■■■■■さんたちは現在、子どもと3人で、アパートで暮らしていますが、将来のことを考えて生活の拠点を固めようと自己住宅を建築することとしています。
計画地の選定にあたっては、近傍に住む夫の両親による育児のサポートを重視し、申請地を最適地として選定したようです。
申請地は2方が宅地に接し、集落に接続しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さんは（欠席で）おりませんので、事務局から何かありますか。

事務局 こちらの方も、先程同様に家も周りがあるので特に問題はないだろうと6番委員の方は言われていました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 お疲れ様でした。案件も少なく早く終わりました。私事で大変恐縮でございますが体調を崩しまして、先月と先々月と欠席させていただきました。どうも申し訳ございません。皆さんも、やはり定期健診だけではいけませんので、色々なところの癌の検診は是非受けておくのが必要かと思えます。私は5年間病院に行ってもわからなかったということでございますので、どうか皆様も身体に気を付けてください。本日はありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後1時52分

議 長 会長

議事録署名人 2番

議事録署名人 3番